公募型見積合わせの執行について

令和８年 11 月６日

大阪市鶴見区長　三村　浩也

次のとおり公募型見積合わせを執行する。

| | |
|---|---|
| １．見積合わせに付する事項 | |
| （１）案件名称 | 「鶴見区二十歳のつどい」にかかる式典用盛花設置業務委託 |
| （２）数量・特質 | 別紙「仕様書」のとおり |
| （３）納入期限又は履行期限 | 別紙「仕様書」のとおり |
| （４）納品場所又は履行場所 | 別紙「仕様書」のとおり |
| ２．日程及び場所 | |
| （１）見積書提出期間 | 令和８年 11 月６日（金）～令和８年 11 月 17 日（火）<br>午後５時３０分まで |
| （２）参加資格審査資料等提出期間 | ※本案件は参加資格審査資料の提出はありません。 |
| （３）仕様書に関する質問期間及び質問方法 | 令和８年 11 月６日（金）～令和８年 11 月 11 日（水）<br>午後５時３０分まで<br>仕様書に関する質問については、FAX により行うこと。<br>FAX：０６-６９１３－６２３５ |
| （４）質問回答方法 | 質問の回答は、令和８年 11 月 13 日（金）までに鶴見区役所ホームページ上にて行う |
| （５）申込場所 | 鶴見区役所市民協働課教育担当（大阪市鶴見区横堤５－４－１９）<br>※提出は、区役所４階 43 番に持参又は FAX すること<br>FAX：０６-６９１３－６２３５　※発注担当名を記載すること |
| （６）契約相手方通知日 | 令和８年 11 月 18 日（水）までに電話にて回答 |
| ３．参加資格 | |
| （１）令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「43：造園材料」で登録されていること。<br>（２）入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。<br>（３）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。<br>（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。 | |
| ４．参加申し込み等 | |
| （１）申込書類 | 事業請負見積書又は事業請負見積書の要件を満たす見積書 |
| （２）申込書類の配布場所 | 事業請負見積書については、ホームページにて配布 |
| ５．発注担当（仕様書の内容に関する質問先） | |
| 鶴見区役所　市民協働課（教育） | 大阪市鶴見区横堤５－４－１９　鶴見区役所　４階<br>（担当：黒田、片桐）電話　０６－６９１５－９７３４ |
| ６．契約担当（公募型見積合わせの制度等に関する質問先） | |
| 鶴見区役所　総務課（庶務） | 大阪市鶴見区横堤５－４－１９　鶴見区役所　４階<br>（担当：笹田・笹・菊田）電話　０６－６９１５－９０１２ |
| ７．その他事項 | |
| （１）　公募型見積合わせの参加申込みの見積書は契約担当で配布するが、それ以外の申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。<br>（２）　大阪市契約規則第３７条第１項又は第３号に該当するときは、契約保証金を免除する。<br>（３）　見積書提出後決定までに、参加者（参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む）が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、参加資格を有しない者のした見積書とみなし無効とする。<br>（４）　決定後、契約締結までに、決定者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。<br>（５）　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。<br>（６）　いったん提出した見積書は、書換え、引換え又は撤回することはできないが、見積書提出期限内に | |

見積書錯誤無効届を提出し、本市が錯誤無効と認めた見積書については無効とすることができる。

（7） 決定後、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがある。

（8） 「4（1）申込書類」中、「事業請負見積書の要件を満たす見積書」とは、「契約希望金額の 110 分の 100 に相当する見積金額」、「見積書提出日」、「案件名称」、「事業者名」、「代表者氏名」、「代表者印等（大阪市使用印鑑届に押印されている実印又は使用印）」、「事業所所在地」等を明記した書類を言う。